

「伊丹市新庁舎整備工事基本設計委託業務」に係る質問に対する回答について

回答日：平成30年(2018年)3月20日(火)

番号	文書	頁	質問	回答
1	特記仕様書	2	基本設計委託業、特記仕様書P2履行期間について 「4.履行期間」に基本設計中間報告書(H30/9初頃)とありますが、5月からの業務着手では業務量を勘案すると非常にタイトと考えます。 基本設計中間報告書(H30/9初頃)の時点でご提出が必要となる資料をご教示願います。	基本設計中間報告において必要となる資料は、配置図・平面図・立面図・断面図・透視図及びそれらに係る調査・検討資料等となります。ただし、この時期に成果品となるものではなく、市民や議会への説明資料になります。
2	特記仕様書	2	基本設計委託業、特記仕様書P2履行期間について 「4.履行期間」に基本設計報告(H30/11末頃)とありますが、この時点でご提出が必要となる資料をご教示ねがいます。	建物の規模や仕様などの概要を示すための資料となることから、成果品となる基本設計書(案)、その他調査・検討資料等になります。
3	その他		計画のための下記の条件などが、基本設計業務着手前で概ねまとまっていると考えてよろしいでしょうか？ 本業務は工程が短いため、業務着手と同時に下記等の条件をご提示いただき、本業務内で条件整理のうえプランニングを実施する工程計画として立案してよろしいでしょうか？ ※計画設計条件：各部課執務室・各諸室・議会諸室の概要・面積・要望など 市民ロビーや窓口空間、共用空間についての要望など その他プランニングのための条件	設計と条件について、概要や要望等に関して整理・検討中です。業務工程に関する提案は、提案者の実績・経験を活かしたもので計画・立案されたものとします。
4	特記仕様書	2	基本設計委託業、特記仕様書P2履行期間について 「4.履行期間」に概算事業費(H30/10中頃)とあります。これは特記仕様書P6-7ページにある「建築積算業務」と異なるものと考えてよろしいでしょうか？概算事業費(概算工事費の検討P5と同じものと解釈)は見積もり項目とその金額・算出可能なものは概数量を拾い、その他は歩掛によるものと考えてよろしいでしょうか？(使用する単価・数量については調査員と協議)	概算事業費の算出と特記仕様書P6～7記載の「建築積算業務」は異なります。また、概算事業費の算出に関しては、お見込みの通りとします。

「伊丹市新庁舎整備工事基本設計委託業務」に係る質問に対する回答について

回答日：平成30年(2018年)3月20日(火)

番号	文書	頁	質問	回答
5	特記仕様書	5	基本設計委託業、特記仕様書P5について 前問につづき、「建築積算業務」の履行期限がH30/10中頃でない場合は、DB発注用設計図作成共、これらの期限はH31/2/10(P15)までと解釈してよろしいでしょうか？	「建築積算業務」は開発における実施設計による積算業務を意味し、それらの期限は開発申請に係る実施設計図書一式の期限とします。
6	特記仕様書	5	基本設計委託業、特記仕様書P5について 「既存庁舎の解体設計及び積算業務」「既存庁舎の一部利活用(減築等)に係る法令・構造・コスト検討」が業務内にあります。「既存庁舎の解体設計及び積算業務」は、「既存庁舎の一部利活用(減築等)に係る法令・構造・コスト検討」の検討が完了してから、その内容を反映のうえ着手するものと考えてよろしいでしょうか？これに関する履行期限は、業務量内容から、「4.履行期間」に概算事業費(H30/10中頃)より後の時期となるとしてよろしいでしょうか。	お見込みの通りとします。 ただし、履行期限は概算事業費提出と同時期となります。
7	特記仕様書	5	基本設計委託業、特記仕様書P5について 計画通知、建築許可、まちづくり条例、省エネ法、消防法、景観、免震構造を採用する際の構造大臣認定など、その他関係法令の申請手続き・届出手続きが業務内にありますが、詳細の仕様・寸法を決定する実施設計でなければ手続き・届出ができないと考えます。これらについては、関係各所の行政協議・法令上の調査・打ち合わせを本業務とし、申請手続き・届出は基本設計完了後のDB内の実施設計業務内で行うことと解釈してよろしいでしょうか？	業務の範囲は委託業務特記仕様書Ⅱ-2.業務の範囲に記載の通りとします。
8	特記仕様書	5	基本設計委託業、特記仕様書P5について 「省エネルギー関係計算書(ZEB)の検討手続き業務」は、前述と同様、建物詳細・仕様を確定するDB実施設計が次の段階であるため、手続き・申請などは今回の対象外と考え、手続きに向けての検討業務が本業務と考えてよろしいでしょうか？	お見込みの通りとします。

「伊丹市新庁舎整備工事基本設計委託業務」に係る質問に対する回答について

回答日：平成30年(2018年)3月20日(火)

番号	文書	頁	質問	回答
9	特記仕様書	5	<p>基本設計委託業、特記仕様書P5について                      「庁内及び住民説明等に必要な資料作成(法令に基づくものを除く)」「市民意見聴取、集約、公表に関する資料」「説明会・シンポジウムの資料作成」とあります。その資料は、それが必要となる時期までにできている作成物・図書類、またはその資料を抜粋して作成するものと考え、新たに説明用資料の絵図は作成しないものと考えてよろしいでしょうか？                      また、上記すべてを含めて、説明会などに出席するのはP6に記されているよう全2回と解釈してよろしいでしょうか？</p>	<p>説明用資料については、市民や議会、庁内職員等に対して誰でも解りやすい資料を意味します。必要となる時期までに検討・作成された資料が概ねそれに適した内容である場合は、それらを取りまとめた資料、そうでない場合は、必要に応じて作成する資料が各説明用資料に該当します。また、説明会の出席については、お見込みの通りとします。</p>
10	特記仕様書	5	<p>基本設計委託業、特記仕様書P5について                      「基本計画で定める敷地全体の測量業務(公共測量・開発許可申請用)」が業務内にありますが、境界確定明示は含まないと考えてよろしいでしょうか？</p>	<p>測量業務に境界確定明示は含みません。</p>
11	特記仕様書	6	<p>基本設計委託業、特記仕様書P6について                      免震基礎に関する構造計算は時刻歴地震応答解析によるものと考えてよろしいでしょうか？また、時刻歴地震応答解析に用いる地震波は、地盤調査業務で作成する模擬地震波を用いるものと考えてよろしいでしょうか？</p>	<p>建築物の構造・基礎に関する構造計算、解析その他地盤調査等については、委託業務特記仕様書に示す要件を最低限とし、それらに関する手法や調査内容等は免震基礎を採用する建築物の構造が成り立つもので、受注者において検討することとします。</p>
12	特記仕様書	8	<p>特記仕様書P8 PS検層について                      地盤調査のうちのボーリング調査において、「標準貫入試験40m程度4か所、内PS検層用1か所含む」とありますが、PS検層で確認すべき工学的基盤が40mまでに確認できない場合は確認できるまで調査を継続すると考えてよろしいでしょうか？また、この場合の増加分の調査費用は追加いただけると考えてよろしいでしょうか？</p>	<p>お見込みの通りとします。</p>

「伊丹市新庁舎整備工事基本設計委託業務」に係る質問に対する回答について

回答日：平成30年(2018年)3月20日(火)

番号	文書	頁	質問	回答
13	特記仕様書	8	特記仕様書P8 土質調査について 「土質調査(3か所)」の具体的な調査項目をご教示ください。	土質調査の内訳は、委託業務特記仕様書Ⅱ-3.(2)a記載の物理試験及び力学試験となります。
14	特記仕様書	8	特記仕様書P8 物理試験等について 物理試験、力学試験に箇所数の記載がありませんが、実施箇所数についてご教示ください。	土質調査の内訳は、委託業務特記仕様書Ⅱ-3.(2)a記載の土質調査(3か所)に該当します。
15	特記仕様書	8	特記仕様書P8 力学試験等について 力学試験で一軸圧縮試験と三軸圧縮試験の記載がありますが、どちらか一方の試験を実施することと考えてよろしいでしょうか。また、圧密試験の記載がありませんが、不要と考えてよろしいでしょうか。	地盤調査等については、委託業務特記仕様書に示す要件を最低限とし、それらに関する手法や調査内容等は免震基礎を採用する建築物の構造が成り立つもので、受注者において検討することとします。
16	特記仕様書	8	特記仕様書P8 PS検層について PS検層は1m間隔で40点の計測でよろしいでしょうか。	お見込みの通りとします。
17	特記仕様書	8	特記仕様書P8 地盤の波形等必要となる調査について 「地盤の波形等必要となる調査」の模擬地震波は次のものを作成すると考えてよろしいでしょうか。また、作成手法についてご教示ください。 ・稀に発生する地震 告示波3波 水平2成分、上下1成分 ・極めて稀に発生する地震 告示波3波 水平2成分、上下1成分 サイト波1波 水平2成分、上下1成分	地盤調査等については、委託業務特記仕様書に示す要件を最低限とし、それらに関する手法や調査内容等は免震基礎を採用する建築物の構造が成り立つもので、受注者において検討することとします。
18	特記仕様書	8	特記仕様書P8 地盤の波形等必要となる調査について 「地盤の波形等必要となる調査」のその他には常時微動測定、地盤の動的変形試験が含まれていると考えてよろしいでしょうか。	お見込みの通りとします。

「伊丹市新庁舎整備工事基本設計委託業務」に係る質問に対する回答について

回答日：平成30年(2018年)3月20日(火)

番号	文書	頁	質問	回答
19	その他		<p>土壌汚染について 敷地内に土壌汚染等がある場合は、本業務外の別途対応と解釈してよろしいでしょうか？</p>	<p>土壌汚染調査は、本業務外となりますが、別途調査にて土壌の汚染が認められる場合、その対策工事の検討(施工手法、工事概算費算出)は本業務に含むものとします。</p>
20	特記仕様書	5	<p>基本設計委託業、特記仕様書P5について 「既存庁舎の解体設計及び積算業務」「既存庁舎の一部利活用(減築等)に係る法令・構造・コスト検討」が業務内にあります。アスベストやPCB等の産業廃棄物は処理済みと考えてよろしいでしょうか？</p>	<p>調査済みであるが、処理済みではないので、コスト検討等は本業務内とします。</p>
21	特記仕様書	6	<p>基本設計委託業、特記仕様書P6 開発設計業務について 「開発許可申請に伴う敷地東側認定道路の区画変更設計業務(開発実施設計)」と記載がありますが、敷地東側認定道路の区画変更の具体的な範囲・内容をお教え下さい。</p>	<p>敷地東側認定道路の区画変更については、開発設計により実施設計がなされるものとし、建物本体設計と関連して、その具体的な要件は本業務内で検討するものとします。</p>
22	特記仕様書	2	<p>特記仕様書P2 履行期限 開発について 開発の協議は、新庁舎計画が概ね決定され、基本設計中間報告後(H30/9初頃)からの協議開始及び着手となると考えます。その場合、行政協議内容や検討内容から、平成30年度内の協議完了は困難なる可能性があります。年度を超えた後の協議・許可申請については、DB業務内での実施や契約延長といった方法は可能でしょうか。</p>	<p>開発設計及びそれに係る許認可に関する業務は本業務期間内に完了するものとします。</p>

「伊丹市新庁舎整備工事基本設計委託業務」に係る質問に対する回答について

回答日：平成30年(2018年)3月20日(火)

番号	文書	頁	質問	回答
23	特記仕様書	8,9	特記仕様書P8・9 兵庫県公安委員会等との協議について 地元協議、警察協議、兵庫県等との協議によって、交通 量調査等の調査業務が新たに発生した場合は、当該調査 業務は本業務外の別途発注と考えて宜しいでしょうか。	お見込みの通りとします。
24	特記仕様書	6	特記仕様書P6 補助制度等交付申請支援業務について 「補助制度等交付申請支援業務」が業務内にありますが、 想定されている補助制度及び申請支援内容を具体的に ご教示下さい。	「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金」、「地域の特 性を活かしたエネルギーの地産地消促進事業補助金」等 を想定しており、それら補助要件の整理、検討及び補助機 関への提出図書、費用算定(工事費按分等)等を支援業 務に含むものとします。
25	特記仕様書	5,6	特記仕様書P5～6 積算業務について (2)追加業務の最上段に「積算業務」が業務内にありま すが、新庁舎の基本設計については概算工事費の検討を行 うものとし、積算業務を行うのは「既存庁舎の解体設計」、 「開発設計業務」のみと解釈してよろしいでしょうか？ また、「市庁舎周辺における整備検討(外構、立体駐車場 等の基本設計)」、「既存駐車場改修の基本設計」、「既存 庁舎の一部既存利活用(減築等)に係る法令・構造・コスト 検討」についての積算業務は不要と考えて宜しいでしょ うか。	積算業務の範囲は開発実施設計となります。 それ以外(「既存庁舎の解体設計」、「市庁舎周辺における 整備検討(外構、立体駐車場等の基本設計)」、「既存駐 車場改修の基本設計」、「既存庁舎の一部既存利活用(減 築等)に係る法令・構造・コスト検討」等)については概算 工事費の検討を行うものとします。
26	特記仕様書	6	特記仕様書P6、開発設計業務について 開発設計業務に擁壁構造計画設計などの記載がありま すが、設計業務内容が把握できません。想定されている 開発範囲や構造物があれば開示いただけませんか？	開発範囲は主として、新庁舎建設地としている現庁舎北 側道路、北側緑地及び敷地東側認定道路を想定していま すが、その他は設計要件によることとします。その内容に よっては擁壁等工作物が必要になることも考えられます。 なお、それら構造物については、本業務内の設計にて検 討するものとします。

「伊丹市新庁舎整備工事基本設計委託業務」に係る質問に対する回答について

回答日：平成30年(2018年)3月20日(火)

番号	文書	頁	質問	回答
27	特記仕様書	6,7	特記仕様書P6・7 開発設計業務の積算について 開発設計業務についての積算は、土木基準ではなく建築基準(仕様書の建築、電気、機械設備積算業務のチェックボックスにチェックあり)を用いて積算を行うと考えて宜しいでしょうか。	お見込みの通りとします。
28	特記仕様書	6,7	特記仕様書P6、既存駐車場改修の基本設計 「既存駐車場改修の基本設計」は美装程度であり、設備更新や耐震補強等は含まないものと考えて宜しいでしょうか。	既存駐車場改修とは、現行法令より遡求される要件を含み、外壁改修、防水改修等の設計とします。
29	特記仕様書	6,7	特記仕様書P6 空間検討業務(室内外各所)について 「空間検討業務(室内外各所)」が業務内にありますが、具体的な検討内容をご教示下さい。	「空間検討業務(室内外各所)」とは、市民窓口空間、待合空間、執務空間、その他議場や応接・会議室等、用途に合わせた内装仕様、空間構成、それら建築計画的効果等を検討する業務となります。
30	特記仕様書	5,6	特記仕様書P5において「模型製作及び写真撮影業務」の適用欄にチェックがありますが、P13 b.追加業務においては「模型及び撮影写真」の適用欄にチェックがされていません。検討用の模型製作は必要であるが、成果品としては不要と考えて宜しいでしょうか。 また、検討用模型の仕様はスチレンボードまたはスタイロフォーム製程度、縮尺1:500、1個と考えて良いでしょうか。	検討用となりますが、成果品として取り扱うこととなります。また、仕様はスチレンボードまたはスタイロフォーム製程度とし、縮尺は施工検討や建物ボリューム検討等が可能な程度とします。 なお、数量は1個とします。
31	特記仕様書	6,7	特記仕様書P6「既存庁舎の解体設計及び積算業務」が業務内にありますが、既存庁舎の竣工図及び数量調書は貸与頂けると考えて宜しいでしょうか。また、竣工図と現況に相違がある場合は、竣工図を元に設計・積算を行うものとし、現況調査による図面作成等は発生しないものと考えて宜しいでしょうか。	既存庁舎における新築時の数量調書はありません。よって、貸与は既存庁舎に係る新築以降の工事履歴及びそれらの竣工図となります。 なお、設計・積算については、目視確認出来る範囲で現況調査を行うこととします。

「伊丹市新庁舎整備工事基本設計委託業務」に係る質問に対する回答について

回答日：平成30年(2018年)3月20日(火)

番号	文書	頁	質問	回答
32	実施要領	3	公募型プロポーザル実施要領、3頁、(2)配置予定技術者には「管理技術者及び主任技術者の経歴等に記入を求める各主任技術者は、それぞれ1名であること。」とあり、(様式7)においては「各主任担当技術者調書」との記載がありますが、「一次審査評価基準表」の「配置予定技術者の能力(技術職員の経験と能力)」においては「総合主任技術者」となっており、「各主任担当技術者」の記載が見当たりません。従って、技術者の審査評価対象は「管理技術者」と「総合主任技術者」のみであり、構造、電気設備、機械設備の「各主任担当技術者」は審査評価対象とはならないと考えて宜しいでしょうか。	技術者の審査評価対象は「管理技術者」と「総合主任技術者」のみとなります。また、構造、電気設備、機械設備の「各主任担当技術者」に関しては、『実施要領 4 配置技術者等業務実施の条件』及び『委託業務特記仕様書 II-1. 特記仕様の適用』に示される要件を満たすこととします。
33	実施要領	8	実施要領、8頁に「(9)ヒアリング審査を行い、50点を下回ったとき」とありますが、「ヒアリング審査を終えた時点で、二次審査選定基準の合計点が50点を下回ったとき」と読み替えて、宜しいでしょうか。あるいは、「ヒアリング審査単独で100点満点とした場合に50点を下回ったとき」という意味でしょうか。	「(9)ヒアリング審査を行い、50点を下回ったとき」とは、ヒアリング審査単独で100点満点とした場合に50点を下回ったときを意味します。
34	評価要領	3	企画提案書等評価要領P3、「4.総合評価」について総合評価は、1次審査の評価点に2次審査を加えないものと理解してよろしいでしょうか？	お見込みの通りとします。
35	実施要領	2	公募プロポーザル実施要項 3参加資格 (キ)業務実績において①同種業務、②類似業務ともに基本設計・実施設計と記載されていますが基本設計のみ又は実施設計のみを履行した実績も、業務実績と見なしていただけるのでしょうか。	お見込みの通りとします。



「伊丹市新庁舎整備工事基本設計委託業務」に係る質問に対する回答について

回答日：平成30年(2018年)3月20日(火)

番号	文書	頁	質問	回答
36	作成要領	2	<p>公募プロポーザル企画提案書等作成要領                      (3)企画提案書等の作成及び記載上の留意事項                      ③企業の主要業務実績(様式3)                      ④企業の同種・類似業務実績(様式4)                      ⑥管理技術者及び各主任担当技術者調書(様式6、様式7)                      上記③、④、⑥で求められる業務実績における設計業務とは、基本設計のみ又は実施設計のみを履行した実績も、業務実績と見なしていただけるのでしょうか。</p>	お見込みの通りとします。
37	評価要領	3	<p>公募型プロポーザル企画提案書等評価要領 4 総合評価に                      「上記1により選定された者に限り、上記2及び3により得られた評価点の合計値(評価値)をもって行う。」とありますが、総合評価は一次審査の評価点は加算されないと理解してよろしいのでしょうか。</p>	お見込みの通りとします。
38	その他		<p>本庁舎敷地の「敷地測量図」、又は「敷地求積図」又は「敷地周囲の寸法が記載されている図面」等の貸与は可能なのでしょうか。</p>	本プロポーザルにおいて、市ホームページで掲載しております。
39	その他		<p>敷地内の高さ、敷地周囲の高さ関係の記載されている図面等の貸与は可能なのでしょうか。</p>	本プロポーザルにおいて、市ホームページで掲載しております。
40	その他		<p>東敷地・西敷地による建築基準法第86条第1項の適用は可能でしょうか。</p>	建築基準法第86条第1項の適用については、設計要件に合わせ、特定行政庁との協議によります。
41	その他		<p>東敷地と西敷地の機能上の一体利用を理由とした、上空占有や地下占有は可能でしょうか。</p>	上空占有や地下占有の可否は設計要件に合わせ、各所管行政庁との協議によります。

「伊丹市新庁舎整備工事基本設計委託業務」に係る質問に対する回答について

回答日：平成30年(2018年)3月20日(火)

番号	文書	頁	質問	回答
42	その他		2期工事～3期工事までの間の仮駐車場用地については、別用地を確保すると考えて宜しいでしょうか。	2期～3期工事期間における仮駐車場の設置は想定しておりません。
43	その他		敷地周囲の道路形態をご教示ください。建築基準法上の道路であると考えて宜しいのでしょうか。	お見込みの通りとします。
44	その他		仮設庁舎については建設しないものと考えて宜しいでしょうか。	お見込みの通りとします。
45	その他		計画している市民広場についての想定利用方法がございましたらご教示いただけますでしょうか。	『実施要領 5 質問の受付および回答』のとおり、評価および審査に関する質問や提案内容に関する質問は受け付けません。
46	その他		配置イメージ案について、本庁舎24,000㎡程度と記載がありますが、本技術提案においても同様の条件と想定して宜しいでしょうか。	『実施要領 5 質問の受付および回答』のとおり、評価および審査に関する質問や提案内容に関する質問は受け付けません。
47	その他		上記、配置イメージ案について、24,000㎡の根拠と各階ゾーニングイメージ(ダイヤグラム)をご教示ください。	市ホームページに掲載の伊丹市新庁舎整備基本計画を参照してください。

「伊丹市新庁舎整備工事基本設計委託業務」に係る質問に対する回答について

回答日：平成30年(2018年)3月20日(火)

番号	文書	頁	質問	回答
48	実施要領 作成要領	2	同種・類似業務実績について、実施要領では「庁舎」の整備に係る基本設計・実施設計業務とありますが、企画提案書作成要領では庁舎の新築、増築、改築設計業務とするとなっております。業務実績の考え方として1つの実績物件において基本設計と実施設計を両方請け負っておくことが条件なのでしょうか。もしくは基本設計か実施設計どちらかでも宜しいのでしょうか。	実績については、基本設計及び実施設計いずれかの実績を求めるものとします。
49	作成要領	5.6	技術提案書についてフォントは10.5p以上での表現を原則としてありますが、配置ゾーニング図中に記載されている説明文は、適宜調整を行い、10.5ポイント未満としても差し支えないでしょうか。	お見込みの通りとします。
50	評価基準表		一次審査評価基準表では、企業受賞実績がない場合0点とあります。企業受賞実績がない場合でも、加点はされませんが参加条件は満たしていると考えて宜しいのでしょうか。また同実績がない場合については様式5の提出はどのように記述すれば宜しいのでしょうか。	企業の受賞実績が無い場合でも本プロポーザル審査への参加は可能です。その場合、実績が無い旨を記し様式5の提出を行うものとします。
51	様式3		(様式3)企業の主要業務実績について、過去10年間の業務以外の実績についての条件はございますでしょうか。(施設用途等)	企業の主要業務実績において、施設用途等の条件はありません。
52	実施要領	6	実施要領(P.6)9企画提案書等の審査ですが、二次審査は、一次審査の点数を加算しないと考えてよろしいでしょうか。	お見込みの通りとします。

「伊丹市新庁舎整備工事基本設計委託業務」に係る質問に対する回答について

回答日：平成30年(2018年)3月20日(火)

番号	文書	頁	質問	回答
53	評価基準表		配置予定技術者の一次審査での評価対象は管理技術者、総合主任技術者の2名と考えてよろしいでしょうか。	お見込みの通りとします。
54	作成要領	2	企画提案書等作成要領(P.2) ②企業の概要・体制(様式2)の代表者印の押印箇所をご指示ください。	上段『会社概要』の会社名欄に押印するものとします。
55	作成要領	5.6	企画提案書等作成要領(P.5)⑩企画提案書(任意様式)にて、提案の文章は「フォントは10.5P以上」とありますが、図絵内に記載されるものはこの限りでないと考えてよろしいでしょうか。	お見込みの通りとします。
56	評価要領	1	企画提案書等評価要領(P.1)1.資格及び技術力(1)各項目の評価にて、「監理技術者」の記載がありますが、「管理技術者」と解釈してよろしいでしょうか。	お見込みの通りとします。
57	特記仕様書	2	特記仕様書(P.2)5.計画施設概要(3)施設用途にて、「保健センター」「応急診療所」の記載がありますが、それぞれの想定面積をお教えてください。	伊丹市新庁舎整備基本計画及び委託業務特記仕様書における参考図面を参照して下さい。

「伊丹市新庁舎整備工事基本設計委託業務」に係る質問に対する回答について

回答日：平成30年(2018年)3月20日(火)

番号	文書	頁	質問	回答
58	特記仕様書	3	特記仕様書(P.3)6.設計と条件(1)敷地条件にて、庁舎建替えにおける、新しい敷地境界線の位置、敷地面積等についてお教えてください。	伊丹市新庁舎整備基本計画及び委託業務特記仕様書における参考図面を参照して下さい。
59	特記仕様書	5	特記仕様書(P.5)2.業務の範囲(2)追加業務にて「積算業務」がありますが、基本設計業務の標準業務である「概算工事費の検討」とは別と理解できます。積算業務の業務内容・必要書類をお教えてください。	積算業務の範囲は開発実施設計となります。必要書類は記載業務内容の書類一式となります。
60	特記仕様書	5	特記仕様書(P.5)2.業務の範囲(2)追加業務にて「模型製作及び写真撮影業務」がありますが、「ボリューム及び検討用」と記載があり、これは完成模型ではなくスタディのための模型(精度を問わない)と考えてよろしいでしょうか。また、模型の縮尺は設計者に任せるものと考えてよろしいでしょうか。	検討用となりますが、成果品として取り扱うこととなります。また、仕様はスチレンボードまたはスタイロフォーム製程度とし、縮尺は施工検討や建物ボリューム検討等が可能な程度とします。なお、数量は1個とします。
61	特記仕様書	6	特記仕様書(P.6)2.業務の範囲(2)追加業務にて「補助制度等交付申請支援業務」とありますが、対象とする補助金制度等の予定があればお教えてください。	「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金」、「地域の特性を活かしたエネルギーの地産地消促進事業補助金」等を想定しており、それら補助要件の整理、検討及び補助機関への提出図書、費用算定(工事費按分等)等を支援業務に含むものとします。
62	特記仕様書	7	特記仕様書(P.7)2.業務の範囲(2)追加業務■開発設計業務にて、対象となる設計範囲は、「敷地東側認定道路の区画変更設計業務」のみと考えてよろしいでしょうか。既存庁舎北側道路に関する設計など、その他の設計対象範囲があればお教えてください。	開発範囲は主として、新庁舎建設地としている現庁舎北側道路、北側緑地及び敷地東側認定道路を想定していますが、その他は設計要件によることとします。

「伊丹市新庁舎整備工事基本設計委託業務」に係る質問に対する回答について

回答日：平成30年(2018年)3月20日(火)

番号	文書	頁	質問	回答
63	特記仕様書	6,7	特記仕様書(P.6~7)2.業務の範囲(2)追加業務にて「建築積算業務」「電気設備積算業務」「機械設備積算業務」の記載がありますが、これは該当ページの上部「■開発設計業務」に関する各種積算業務を指すものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みの通りとします。
64	特記仕様書	7	特記仕様書(P.7)3.業務の実施(1)一般事項にて、「積算業務」「概算工事費」「積算数量調書」等の記載がありますが、本業務における積算に関する業務内容は、以下のどれになりますでしょうか。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・概算工事費の算出のみ(ただし積算数量調書の作成あり)</li> <li>・概算工事費算出+積算業務(積算数量調書作成)</li> <li>・積算業務(積算数量調書作成)</li> </ul>	開発設計における積算業務は実施設計における積算業務を意味し、積算数量調書を含んだ積算業務となります。また、概算工事費に関しては、概算工事費算出(積算数量調書の作成を含む)となります。なお、委託業務特記仕様書 I -6.(4)注意事項を留意すること。
65	特記仕様書	8	特記仕様書(P.8)3.業務の実施(2)特記事項にて、f)概算事業費の検討の項において、「開庁関連」の費用はどのようなものを指すのでしょうか。	備品、ICT機器その他システム費用等、開庁に関連して必要となる経費を指します。
66	特記仕様書	8	特記仕様書(P.8)3.業務の実施(2)特記事項にて、g)既存庁舎の利活用については、減築・地下空間活用などの検討を行うこと、とありますが、プロポーザル提案においても既存庁舎の利活用の提案をしてもよろしいでしょうか。	『実施要領 5 質問の受付および回答』のとおり、評価および審査に関する質問や提案内容に関する質問は受け付けません。
67	特記仕様書	13	特記仕様書(P.13)4.成果物及び提出部数等にて、一般業務a.総合「基本計画書」とありますが、「基本設計図書」を指すものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みの通りとします。

「伊丹市新庁舎整備工事基本設計委託業務」に係る質問に対する回答について

回答日 : 平成30年(2018年)3月20日(火)

番号	文書	頁	質問	回答
68	その他		現庁舎南側の駐車場については、すべて残置するものとして計画を考えてよろしいでしょうか。	伊丹市新庁舎整備基本計画を参照ください。
69	様式7		(様式7)各主任担当技術者調書の担当分野(総合・構造・電気・機械)は「各主任担当技術者調書」の後ろに括弧書きで記載してよろしいでしょうか。	お見込みの通りとします。